

## 1) 「訪問サービスの機能強化」について

### (1)訪問サービスを積極的に提供する小規模多機能型居宅介護事業所の評価

#### 【対応案】

- ・ 在宅生活を継続するための支援を更に強化する観点から、訪問サービスを積極的に提供する体制の評価を行うため、新たに「訪問体制強化加算」（仮称）を新設する。
- ・ 算定要件は以下のとおりとする。

#### ①訪問を担当する常勤の従業者を2名以上配置

特定の職員を訪問サービスに固定するものではない。

#### ②1月あたり延べ訪問回数が一定回数以上の指定小規模多機能型居宅介護事業所

サービス付き高齢者向け住宅等を併設する事業所については、登録者のうち同一建物以外の利用者が一定以上を占める場合であって、かつ、同一建物以外の利用者に対して、上記の要件を満たす場合に算定対象とする。

### (2)登録定員の見直し

#### 【対応】

小規模多機能型居宅介護は地域密着型サービスであることを踏まえ、登録定員を29人以下とする。

## 2) 「看取りの実施に対する評価」について

#### 【対応案】

看取り介護加算を新たに設ける。

## 3) 「運営推進会議及び外部評価の効率化」について

#### 【対応案】

小規模多機能型居宅介護事業所は、引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを運営推進会議に報告し、評価等を受けた上で公表する仕組みとする。

## 4) 「看護職員の配置要件、他の訪問看護事業所等との連携」について

### (1)看護職員の配置基準の緩和

#### 【対応案】

小規模多機能型居宅介護従業者のうち看護職員が兼務可能な施設・事業所について、「同一敷地内」の要件を見直し、同一敷地内又は道路を隔てて隣接する施設・事業所と兼務できるものとする。あわせて、兼務可能な施設・事業所の種別を見直すものとする。

### (2)看護職員配置加算の加算要件の見直し

#### 【対応案】

看護職員配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）の加算要件を見直し、常勤要件に替えて、常勤換算方法で1人以上の（准）看護師を配置する場合に加算対象とする。

#### 5) 「小規模多機能型居宅介護における地域との連携に係る取組の推進」について

##### 【対応案】

小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）」を行う場合には、入所者の処遇に影響がないという条件のもと、人員・設備について以下のとおりとする。

- ① 小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを認める。
- ② 小規模多機能型居宅介護事業所の設備（居間及び食堂を除く）について、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等との共用を認める。

#### 6) 「同一建物居住者へのサービス提供」について

##### 【対応案】

- ・ 現行の同一建物減算は廃止する。
- ・ 新たに、利用者の居所（事業所と同一建物に居住するか否か）に応じた基本報酬を設ける。

#### 7) 「事業開始時支援加算」について

##### 【対応案】

事業開始時支援加算は、現に定めるとおり、平成 27 年 3 月 31 日をもって廃止する。

#### 8) 「グループホームとの併設型における夜間の職員配置」について

##### 【対応案】

次の要件を満たす事業所について、グループホームの入居者の処遇に支障がないと認められる場合には、小規模多機能とグループホームの兼務を認める。

- ① 小規模多機能の泊まり定員とグループホームの 1 ユニットあたりの定員の合計が 9 人以内であること。
- ② 小規模多機能型居宅介護とグループホームが同一階に隣接していること。

#### 9) 「小規模多機能型居宅介護と広域型特養との併設」について

##### 【対応案】

広域型の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設と同一建物に併設することについては、小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえた上で、個別に判断する仕組みとする。